

保健福祉総合計画及び地域福祉計画策定にあたって

1 計画策定のスケジュールについて

委員会	日程	検討内容
第3回	平成29年5月25日	計画策定のスケジュールについて 計画策定の背景と目的について 市の福祉に係る現状と課題について ・統計資料、アンケート調査から
第4回	平成29年7月頃	現状施策の評価について ・施策評価表から 施策の体系について 重点施策について
第5回	平成29年9月頃	現状施策の評価について 施策の体系について 重点施策について 素案の検討
第6回	平成29年11月頃	素案の確認
—	平成29年11～12月頃	【パブリックコメントの実施】 【市民説明会の実施】
第7回	平成30年1月頃	パブリックコメントの確認 素案の修正、確認
第8回	平成30年3月頃	計画の決定

2 保健福祉総合計画及び地域福祉計画策定の背景と目的

(1) 保健福祉総合計画策定の背景と目的

市では、平成17年3月に「安心してくらする生きがいのあるまち」を基本理念とする「小金井市地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。

一方、少子高齢化やひとり暮らし世帯の増加など、人々の価値観や生活が多様化したことに伴い、地域における人々の生活や福祉を取り巻く環境も変化し、新たな福祉課題などが顕在化してきました。

平成24年3月には、こうした社会情勢の変化や新たな福祉の課題へ対応するため、また、福祉の各分野における諸施策、事業との整合を図るため、地域福祉、障害、高齢、健康の4分野の計画を包含した保健福祉分野の総合的な計画として、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」を基本理念とする「小金井市保健福祉総合計画（以下「前計画」といいます。）を策定しました。

前計画策定から6年が経過し、ひとり暮らし高齢者、認知症、生活困窮者などの新たな課題や、それらが複合的に絡み合った、既存の制度や福祉サービスの枠組みだけでは課題の発見や解決が困難な問題を抱える人が増えてきています。そうした人々を課題解決につなげていくには、地域福祉の枠組みを広く捉え、多くの人々が協働して、解決に向け取り組んでいく必要があります。

このような中、災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法、子供の貧困対策の推進に関する法律、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行、「障害者差別解消法」の施行等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

さらに、平成28年7月には厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。

本計画はこのような背景をふまえ、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の実現に向けた、本市の地域福祉を推進するための指針として策定するものです。

(2) 保健福祉総合計画期間

本計画は、計画期間を平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、関連する他の計画との整合や社会情勢及び法改正の状況等を踏まえ、計画内容の必要な見直しを行います。

また、障害福祉計画及び介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（以下「介護保険計画」といいます。）の計画期間が3年間と法的に定められていることから、福祉分野の各計画を総合的に取りまとめ、福祉の包括的な推進を図ることを目的とする保健福祉総合計画についても、障害福祉計画及び介護保険計画の計画期間と期間を合わせることにいたします。

【保健福祉総合計画等 計画期間一覧表】

計画	見直期間												見直期間						見直期間			
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42			
基本構想・基本計画	第4次前期				第4次後期						第5次前期				第5次後期							
保健福祉総合計画	5年					延伸	6年						6年									
地域福祉計画	5年					延伸	6年						6年									
健康増進計画	5年					延伸	6年						6年									
障害者計画	5年					延伸	6年						6年									
障害福祉計画	3年			3年			3年			3年			3年			3年						
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	3年			3年			3年			3年			3年			3年						

2 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた「市町村地域福祉計画」です。地域福祉の視点から、高齢、障害、保健医療、子ども等各分野と横断的に連携し、共通する理念や地域の取組みの方向性を定めます。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進を目指します。

地域福祉計画策定の根拠法令：社会福祉法第107条

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項